

201427013B(1/2)

平成25～26年度厚生労働科学研究費補助金
(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業)
(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業)

「脱法ドラッグ」を含む薬物乱用・依存の
実態把握と薬物依存症者の「回復」と
その家族に対する支援に関する研究

(H25-医薬-一般-018)

平成25年～26年度

総合研究報告書

平成27年（2015年）3月

研究代表者：和田 清
国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所
薬物依存研究部長

目 次

研究要旨	1
A. 研究目的	5
B. 各分担研究者の個別目的、方法、結果及び考察	
【研究1. 薬物乱用・依存の実態把握に関する研究】	
1-1-1：薬物使用に関する全国住民調査（2012年）	6
和田 清（国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所）	
1-1-2：飲酒・喫煙・薬物乱用についての全国中学生意識・実態調査（2014年）	7
和田 清（国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所）	
1-2：全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査	8
松本俊彦（国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所）	
1-3：救命救急センターにおける向精神薬を含む薬物乱用症例の実態調査	9
上條吉人（北里大学医学部救命救急医学）	
1-4：全国の児童自立支援施設における薬物乱用・依存の意識・実態に関する研究	10
庄司正実（目白大学 人間学部）	
1-5：監察医務院における異状死にみられる薬物乱用・依存等の実態に関する調査研究	10
福永龍繁（東京都監察医務院）	
1-6：薬局を情報源とする処方薬乱用・依存の実態把握に関する研究	11
嶋根卓也（国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所）	
【研究2. 薬物依存症者の「回復」とその家族に対する支援に関する研究】	
2-1：薬物依存症者に対する支援活動の実態と課題に関する研究	11
宮永 耕（東海大学 健康科学部社会福祉学科）	
2-2：精神保健福祉センター等における家族心理教育プログラムの開発・普及とその評価に関する研究	12
近藤あゆみ（新潟医療福祉大学 社会福祉学部社会福祉学科）	
C. 考察	12
D. 結論	17
E. 健康危険情報	17
F. 研究発表	17
研究成果の刊行に関する一覧表	23
研究成果の刊行物・別刷り	別添

平成 25~26 年度厚生労働科学研究費補助金
(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業)
(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業)

総合研究報告書

「脱法ドラッグ」を含む薬物乱用・依存の実態把握と薬物依存症者の「回復」と
その家族に対する支援に関する研究 (H25-医薬-一般-018)

研究代表者 和田 清 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部長

研究要旨 薬物乱用・依存対策の立案・評価の際の基礎資料に供するため、薬物乱用・依存の実態把握のための各種調査を実施し、あわせて、薬物依存症者の「回復」とその家族に対する支援に関する研究を行った。

■研究1 薬物乱用・依存の実態把握に関する研究：性質の異なる対象に対して、実態調査を実施した。

研究1-1-1：薬物使用に関する全国住民調査(2013年)：わが国的一般住民における飲酒・喫煙・医薬品をも含めた薬物使用・乱用・依存状況を把握するために、層化二段無作為抽出法（調査地点数：350）により選ばれた全国の15歳～64歳の5,000人に対して、戸別訪問留置法による自記式調査を実施した。【飲酒】1年経験率（この1年間で1回でも飲酒したことのある者の率）は、男性で85.7%、女性で79.1%、全体で81.9%であった。【医薬品】①この1年間に1回でも使用したことのある医薬品としては、①風邪薬65.1%、②鎮痛薬60.8%、③目薬49.5%、④湿布薬45.1%、⑤胃腸薬40.3%の順で頻度が高かった。②鎮痛薬、精神安定薬、睡眠薬の1年経験率は、鎮痛薬で61.4%、精神安定薬で6.2%、睡眠薬で5.6%であった。③【違法薬物】①生涯経験率は、有機溶剤で1.9%、大麻で1.1%、覚せい剤で0.5%、MDAMで0.3%、「脱法ドラッグ」で0.4%であり、コカイン、ヘロインでは統計誤差内であった。これらのうちのいずれかの薬物の生涯経験率は、2.5%で、有機溶剤を除いたいずれかの薬物の生涯経験率は1.3%であった。経年的観点から見ると、ほとんどの薬物で生涯経験率が横ばい傾向である中で、唯一、大麻だけが確実に漸増傾向を示していた。④「脱法ドラッグ」乱用経験者の75%の者には大麻の乱用経験もあり、50%の者には有機溶剤乱用経験、33.3%の者には覚せい剤の乱用経験が認められた。生涯「脱法ドラッグ」乱用経験者がこれまでに使用した「脱法ドラッグ」は、男女の全体では、「ハーブ系」58.3%、「リキッド系」50.0%、「パウダー系」33.3%であった。⑤生涯経験者の平均年齢は、有機溶剤で43.8歳と最も高く、有機溶剤の生涯経験率は「過去の経験」の反映であることが強く示唆された。それ以外の薬物の生涯経験者の平均年齢は40歳代初めがほとんどであったが、「脱法ドラッグ」のみ33.8歳であり、「脱法ドラッグ」の乱用が現時点での重要問題であることを強く示唆していた。

研究1-1-2：飲酒・喫煙・薬物乱用についての全国中学生意識・実態調査(2014年)：わが国の中学生における薬物乱用の広がりを把握し、薬物乱用の危険因子を特定することによって、中学生に対する薬物乱用防止対策の基礎資料に供するために、飲酒、喫煙、有機溶剤・大麻・覚せい剤・「脱法ドラッグ」乱用に対する意識・実態調査を実施した。①有機溶剤の生涯経験率は、男子で1.0%、女子で0.4%であり、全体では0.7%であった。しかし、本研究者らには中学生男子で有機溶剤乱用が再び広がり始めているという情報はない。そこで考えられるのが、生涯経験率については「ある薬物についてのバイアスが強く働くと、どういう訳かその他の薬物についてのバイアスが低下する傾向がある」という経験である。「脱法ドラッグ」使用者による2014年6月の池袋での死傷者7人を出した自動車運転事故以降、この「脱法ドラッグ」問題が同年秋まで、新聞・テレビ等で報じられない日はない状況であった。このことが、「脱法ドラッグ」に対するバイアスを強めると同時に、有機溶剤に対するバイアスを弱めた可能性が否定できない。しかし、成人に比べれば「脱法ドラッグ」

の入手が難しいであろう中学生間で、「脱法ドラッグ」に触発されて、有機溶剤に手を出す生徒がいた可能性も否定はできない。継続モニタリングが必要である。②有機溶剤・大麻・覚せい剤乱用による健康への害知識の周知率は減少傾向にあり、薬物乱用防止教育の再度の強化の必要性が示唆された。③大麻の生涯経験率は、男子では0.3%，女子で0.1%，全体では0.2%であった。この結果は、男女及び全体で、2012年調査同様一連の本調査では最低の値である。④覚せい剤の生涯経験率は、男子では0.3%、女子で0.2%、全体では0.2%であった。この結果は、男女及び全体で、2012年調査同様一連の本調査では最低の値である。⑤「脱法ドラッグ」の生涯経験率は、男子で0.3%、女子で0.1%、全体で0.2%であった。この結果は、2012年調査の結果と同じであり、乱用の拡大傾向は認められなかった。⑥「脱法ドラッグ」乱用経験者の48.6%の者に大麻乱用経験があり、65.1%の者に覚せい剤乱用経験があった。この結びつきの強さは2012年調査と同傾向であり、従来の「喫煙→有機溶剤→大麻・覚せい剤」という流れ以外に、「喫煙→有機溶剤→脱法ドラッグ→大麻・覚せい剤」ないしは「喫煙→脱法ドラッグ→大麻・覚せい剤」という新しい流れの可能性を示唆するものである。

研究1-2：全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査：全国の有床精神科医療施設1,598施設を対象に、2014年9～10月に通院もしくは入院したすべての薬物関連障害患者に関する調査を実施した。75.2%の施設から協力が得られ、有効症例1,579症例を分析の対象とした。①薬物毎の生涯使用経験率は、多い順に覚せい剤(60.9%)、有機溶剤(34.4%)、大麻(33.9%)、危険ドラッグ(31.2%)、処方薬(治療目的以外の不適切な使用)(30.8%)であり、2012年調査との比較では、上位三薬物は同じであるが、四番目が処方薬から危険ドラッグに変わっていた。②主たる(原因)薬物としての割合は、多い順に覚せい剤(42.2%)、危険ドラッグ(23.7%)、処方薬(睡眠薬・抗不安薬)(13.1%)、有機溶剤(5.7%)、大麻(2.4%)であった。第2位が危険ドラッグであることは2012年調査の結果と同じであるが、その割合は16.3%から23.7%に増加していた。③ただし、「過去1年内に主たる薬物の使用が認められた者」1,019例に限定した場合、「主たる薬物」として最も多いのは、危険ドラッグ(34.8%)であり、次いで覚せい剤(27.4%)、処方薬(16.9%)であった。④過去1年内に薬物使用のある薬物関連精神疾患症例1,019例中、「依存症候群」の診断に該当した者は69.2%にも達していたにもかかわらず、医療機関などの依存症治療プログラム(38.5%)や自助グループ(32.4%)・民間リハビリ施設(22.2%)を利用したことのある者は限られていた。⑤国内における薬物依存症に対する治療体制の整備は喫緊の課題であると考えられた。

研究1-3：救命救急センターにおける向精神薬を含む薬物乱用症例の実態調査：【2013年度】危険ドラッグ中毒患者の実態を把握するために、危険ドラッグ添加製品を使用後に救急搬送された患者518名について調査した。①82.0%の患者は男性で、20歳～30歳代が80.5%を占め、86.0%が植物片に添加されていた危険ドラッグを吸入(87.5%)していた。②10.8%の患者に、中毒を生じた現場で対人・対物への暴力、交通事故、自傷行為または自殺企図などの有害行為が認められた。③10%の患者には横紋筋融解症等の身体合併症が見られた。④入院治療を要した患者(全体の35.1%)のうち、(全体の)5.6%の患者は人工呼吸管理を要し、(全体の)4.1%の患者は7日以上の入院を要した。95.6%の患者は完全回復したが、10例(1.9%)は精神科病床へ転棟または転院し、3例(0.6%)は攻撃的または暴力的行為のために警察に引き渡された。⑤合成カンナビノイド、合成カチノン、またはメトキセタミンは20製品のサンプルから検出された。【2014年度】救急医療施設に向精神薬の過量服薬により搬送された患者を対象に、向精神薬の過量服薬の実態および関連する心理社会的要因について検討を行った。対象者は、2011年1月～2013年11月に向精神薬の過量服薬により急性薬物中毒のため北里大学病院救命救急センターへ搬送となった患者367名(男性:83名、女性:284名)のうち、書面にて同意を取得した81名(男性:18名、女性:63名)を分析対象とした。①80名(98.8%)の対象者が何らかの精神障害に罹患していた。②向精神薬の過量服薬を数時間以上前から考えていた患者は、衝動的に過量服薬した患者よりも、より多量に向精神薬を過量服薬することが明らかになった。しかし、明確な自殺念慮を持ったいわゆる“本気”的過量服薬とそうでない過量服薬との間に、服用した向精神薬の錠数について違いが認められなかった。これは、たとえ少量の向精

精神薬を過量服薬した患者であっても、患者の希死念慮・自殺念慮、過量服薬を考えた時期、精神医学的・心理社会的評価をきちんと評価したうえで、今後の自殺企図再発のリスクを判断すべきであることを意味している。③救急医療現場では、精神障害の治療に加え、メンタルヘルスを専門とする臨床心理士などによる心理社会的介入の必要性が示唆された。

研究 1-4：全国の児童自立支援施設における薬物乱用・依存の意識・実態に関する研究：薬物乱用のハイリスク群である非行児の薬物への意識および乱用実態を把握するために、全国の児童自立支援施設に入所中の児童に対して質問紙調査を実施した。有効調査人数は、1,107人（男性777人、女性330人）であった。①有機溶剤乱用者数は男35人（4.5%）女性68人（20.6%）、大麻乱用者数は男性16人（2.1%）女性18人（5.5%）、覚せい剤乱用者数は男性1人（0.1%）女性11人（3.3%）、ブタン乱用者数男性88人（11.3%）女性72人（21.8%）であった。その他、抗不安薬（安定剤）乱用が男性18人（2.3%）女性38人（11.5%）、プロン（咳止め液）乱用が男性14人（1.8%）女性33人（10.0%）に認められた。従来の結果と同様にすべての薬物にて女性は男性より乱用頻度が高かった。②危険ドラッグは男女それぞれ16人（2.1%）および12人（3.6%）に認められた。③1994年度からの変化では、有機溶剤乱用、覚せい剤、大麻ともに減少傾向を示していた。④入所非行児の非行歴は軽度化している傾向が窺われた。

研究 1-5：監察医務院における異状死にみられる薬物乱用・依存等の実態に関する調査研究：2005～2014年に東京都監察医務院で取り扱った異状死に関し、発生件数と行政解剖体より検出された薬毒物件数の分布を調査することにより、東京都23区における薬物乱用・依存等の実態を把握することを目的とした。【2013年度】2004～2013年に東京都監察医務院で取り扱った異状死に関し、薬毒物件が関係した事例について調査した。薬毒物による自殺事例の発生件数は大きく減少していた。精神神経用剤と抗てんかん剤の件数は増加、若しくは高止まりの状態で推移し、睡眠導入剤の件数は減少していた。2010年、及び2011年は覚せい剤等の検出件数は減少したが、「脱法ハーブ」の検査依頼件数は著しく増加していた。「脱法ハーブ」の使用が疑われた行政解剖事例9例の内、2例について概略を紹介した。【2014年度】①医薬品等の行政解剖件数に対する割合は近年増加した。②精神神経用剤の検出件数は高止まりで推移した。過去10年間の検出件数より各医薬品等に対する割合を算出すると、精神神経用剤は37.2%、催眠導入剤は33.1%、抗てんかん剤は10.3%、解熱鎮痛消炎剤は2.6%，アルカロイドは1.0%，その他薬物は15.8%であった。③東京23区内における危険ドラッグ関連死は、2012年4件、2013年16件であった。平均年齢は37.0歳であった。職業は、有職者13例、無職者4例、不詳は3例であった。有職者13例の職業は会社員5例、自営業2例、音楽家2例、風俗関連2例、歯科医1例、アルバイト1例であった。

研究 1-6：薬剤師を情報源とする医薬品乱用の実態把握に関する研究：【目的】保険薬局に勤務する薬剤師を対象として、向精神薬等の過量服薬防止に重点を置いたゲートキーパートレーニング（以下、GKT）を実施し、薬剤師の臨床行動の変化を追うことで、GKTの効果を検証した。埼玉県薬剤師会に所属する薬剤師を対象に、計7時間（グループワークを含む）のGKTを実施した。介入効果は、自記式質問紙調査法により、介入2ヶ月前（T1）、介入直前（T2）、介入直後（T3）、介入6ヶ月後（T4）の4時点で測定した。薬剤師の臨床行動（①過量服薬者との応対経験、②良好な服薬指導、③処方医への情報提供④支援機関への紹介）をメインアウトカムとした。介入群83名、対照群231名より有効回答を得た。①GKTの前後で、介入群では「処方医への情報提供」ができる薬剤師が有意に増えるが、対照群では同様の変化はみられなかった（介入群：T1, 53.8%、T4, 73.1%、対照群：T1, 50.9%、T4, 42.2%）。②「良好な服薬指導」および「支援機関への紹介」についても、数値の上昇はみられたものの、有意な変化は認められなかった。③一方、介入群の知識スコア、自己効力感スコアは介入直後（T3）に上昇し、スコアの上昇は介入後6ヶ月（T4）まで維持されていた。④介入群における「処方医との情報共有」ができる対象者の増加は、ゲートキーパーとしての薬剤師が担う臨床行動が改善したことを意味しており、GKTがもたらした効果と言える。診察時に語られなかった過量服薬者の情報を薬局から処方医へ提供し、共有することで、再乱用防止に向けた注意

喚起となる可能性や、処方が過量服薬に配慮した内容（処方量、処方日数、使用薬剤）に見直される可能性も期待できる。一方、「良好な服薬指導」および「支援機関への紹介」に関しては数値の上昇はみられたものの、有意な改善がみられなかつたことから、GKTによる効果があつたとは判断できない。

■研究2 薬物依存症者の「回復」とその家族に対する支援に関する研究：

研究2-1：薬物依存症者に対する支援活動の実態と課題に関する研究：ダルク等の薬物依存症を対象とした「回復支援施設」利用者の実態について、その全体的状況を調査した。平成27年2月1日現在で、ダルク（含、APARI）83か所の他、名称にダルクを含まない同種の施設5か所を含め88施設を対象とし、41施設（同一団体が経営する数か所を一括回答したものも含む）より回答があり、計706人の利用者の状況が把握できた。①回答あつた41施設のうち半数が障害者総合支援法もしくは法務省保護局による自立準備ホーム事業登録による事業を行っていた。その他の21施設はそのほとんどが任意団体として事業を行っていた。②利用者全体では、男性が9割以上（644人・91.2%）、女性は53人（7.5%）、その他2人（0.2%）、DK/NA（1.1%）であり、年齢階層別では40歳代と30歳代が約3割を、続く50歳代、20歳代が15%前後を占めていた。③生活保護受給中の利用者は、過去2回の調査結果より大きく増えており、入寮者で77%、通所者で59%、全体で74%であった。④7年前の前回調査時と、現在の利用者とでは使用薬物の種別も異なっており、危険ドラッグ（脱法ハーブ）が引き起こす問題がダルク利用者にも反映されていた。特に30歳代以下の若年世代における危険ドラッグ問題と多剤使用及び50歳代以上のアルコール使用障害は、30歳代から60歳代まで広がる覚せい剤の単剤使用と合わせて認められ、治療的介入もそれに応じたものが求められる。⑤刑の一部執行猶予制度の実施準備段階に対応し、全国のダルク等の半数以上が自立準備ホーム登録を行っているが、現時点では全体の1割程度の委託者数にとどまる。現状ではダルク関連施設で約400名程度のキャパシティが見込まれるもの、居住場所等物理的な日常生活確保以外にもスタッフ養成配置や運営方法等に未解決な課題もあり、現状では総数の正確な算出は難しいと考えられた。

研究2-2：精神保健福祉センター等における家族心理教育プログラムの開発・普及とその評価に関する研究：【2013年度】平成22年度に作成した4種類の教材を用いて、8カ所の精神保健福祉センター、2カ所の精神科病院の家族会参加者（合計延べ415名）を対象に、家族心理教育プログラムを実施し、その理解度及び有効性等を検討するためのアンケート調査を実施した。家族については、50～60代が約7割（68.1%）と多く、女性（76.7%）、親（86.2%）が多くかった。また、継続的に支援を受けるようになってから5年未満の家族（56.1%）の割合が高く、1年未満の家族も23.3%存在した。GHQ28の評価では56.9%が神経症群に弁別された。薬物依存症者本人の年齢は20～30代（74.8%）、性別は男性（85.3%）が多く、未だ断薬に至らない者や刑務所や医療機関に入所中の者が合わせて53.5%と多かった。結果からは、薬物問題が継続している本人の身近で生活しながら心身ともに疲弊する親の姿が、対象者の特徴として浮かび上がる。【2014年度】平成24年度に作成した4種類の家族心理教育プログラム教材の理解度及び有効性等を検討した。①有効性については、約7割の家族が「かなり役に立つ」または「非常に役に立つ」と回答しており、一定の有効性が確認できたが、理解度については、「かなり理解できた」または「完全に理解できた」と回答した者の割合は約6割にとどまっていた。②理解度をあげるためにには、プログラムを一度だけでなく繰り返し行う必要がある。③また、本人の現在の薬物問題の状況等によって、プログラムに対する理解度や有効性が低い家族が存在する可能性があるため、個別の評価や支援を忘れてはならない。

【結論】全国住民調査（2013年）は、2011年下半期に社会問題化した「脱法ドラッグ」の乱用の拡がりを調べる、わが国初の全国調査となった。薬物乱用の生涯誘惑率、生涯経験率は、経年的視点からは、ほとんどの薬物で「横ばい」傾向を示す中で、唯一、大麻だけが生涯被誘惑率、生涯経験率ともに確実な漸増傾向を示していた。特に生涯被誘惑率は、2011年まで一貫して、有機溶剤>大麻>覚せい剤>MDMAないしはコカインの順に高かつたが、2013年調査で大麻が初めて第一位となつた。同時に、1年経験者認知率でも、大麻が初めて第一位となり、「脱法ドラッグ」が有機溶剤と共に

に第二位であった。これらのこととは、今日の大麻・「脱法ドラッグ」乱用の拡がりを反映しているようである。全国中学生調査で、有機溶剤生涯経験率が上昇していたが、実際に増加したのかどうかは今後のモニタリングが必要である。また、有機溶剤・大麻・覚せい剤乱用による健康への害知識の周知率は減少傾向にあり、薬物乱用防止教育の再度の強化の必要性が強く示唆された。また、2014年は「脱法ドラッグ」問題が報道されない日はないほど、「脱法ドラッグ」問題が一大社会問題化したが、その影響は医療施設、「回復」支援施設等にも確実に影響を及ぼしていた。「刑の一部執行猶予」制度の施行を控え、薬物依存症者を地域で「回復」させる体制作りが喫緊の課題である。

(厚生労働省と警察庁は2014年7月22日、「脱法ドラッグ」に変わる新呼称名を「危険ドラッグ」とすると発表したが、本研究班の多くの調査研究では、その日以前に「脱法ドラッグ」という呼称名で調査研究を進めていたため、本報告書では「脱法ドラッグ」という呼称名を主に使わせていただく)

研究分担者

和田 清	国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部 部長
松本俊彦	国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部 診断治療開発研究室長
上條吉人	北里大学医学部救命救急医学 教授
庄司正実	目白大学 人間社会学部 教授
福永龍繁	東京都監察医務院 院長
嶋根卓也	国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部 心理社会研究室長
宮永 耕	東海大学 健康科学部 社会福祉学科 准教授
近藤あゆみ	新潟医療福祉大学社会福祉学部 社会福祉学科 准教授

A. 研究目的

現在、我が国は未だ第三次覚せい剤乱用期にある。この間、薬物乱用対策推進本部により「薬物乱用防止5カ年戦略」（平成10年5月）、「薬物乱用防止新5カ年戦略」（平成15年7月）、「第三次薬物乱用防止5カ年戦略」（平成20年8月）が策定され、その後、「薬物乱用防止戦略加速化プラン」（平成22年7月）が打ち出され、平成25年8月には、「第四次薬物乱用防止戦略」を経て今日に至っているが、1995年に始まる第三次覚せい剤乱用期も、既に20年近くが経っており、薬物乱用・依存に関する国内状況は大きく変わりつつ

ある。

第三次覚せい剤乱用期は、当初は一部の外国人による新たな密売方法の出現、違法薬物の入手可能性の高まり、乱用の若年層までへの拡大等が始まった。しかし、その後（特にこの数年間）は、「脱法ドラッグ」、リタリンに代表される医薬品の乱用・依存、大麻汚染の拡大等に代表されるように、「捕まる薬物から捕まらない薬物へのシフト」であり、「有機溶剤優位型」という我が国独自型から、大麻優位型という欧米型への変化として捉えることができる（和田 清ら：薬物乱用・依存の今日的状況と政策的課題. 日本アルコール・薬物医学会雑誌 43:120-131, 2008）。2014年6月の「脱法ハーブ」吸引者による東京・池袋での自動車運転死傷事件に代表される「脱法ドラッグ」問題は、まさに「捕まる薬物から捕まらない薬物へのシフト」の象徴そのものであろう。この事件をきっかけとして、それ以降の2014年は、「脱法ドラッグ」問題が新聞紙上を飾らない日がないほど、「脱法ドラッグ」問題で日本中が揺れに揺れた年となった。

これらの状況変化は、依存性薬物乱用・依存の迅速な実態把握の必要性と、その実態に見合った対策立案の迅速な必要性を益々高めるものである。

薬物乱用・依存の実態把握は違法行為の掘り起こし的性質があり、困難を極める。2013年度～2014年度の本研究では、薬物乱用・依存等の実態把握に関する調査研究を質の異なる複数対象群に対して、多方面からの実態調査を実施し、総合的な現状把握を試みる。対象・調査法は次の通りである。
①わが国全体での薬物乱用・依存状況を把握するための全国住民調査(層化二段無作為抽出)、②薬物乱用開始最頻年齢層である中学生の全国調査

(層別一段集落抽出法)、③薬物依存・精神病に陥った患者を対象とした全国精神科医療施設調査(全数調査)、④「脱法ドラッグ」およびベンゾジアゼピン系薬剤の乱用者が搬送されやすい救命救急センターにおける薬物乱用の実態調査、⑤薬物乱用のハイリスク・グループである児童自立支援施設入所者に対する全国調査(全数調査)、⑥東京都23区内での異状死を検査しており、麻薬・覚せい剤のみならず各種「脱法ドラッグ」による死亡を検出できる可能性のある東京都監察医務院における異状死にみられる薬物乱用・依存等の実態に関する調査研究、⑦薬局を情報源とする処方薬乱用・依存の実態把握に関する研究である。

これらにより、わが国の薬物乱用・依存の実態を多面的に把握でき、乱用防止対策並びに薬物依存者対策立案・遂行の際の基礎資料に供することができると考えている。ただし、費用効率と調査される側の各種負担を考慮し、2013年度は①薬物使用に関する全国住民調査に重点をおき、②～⑦に関しては2014年の本調査に向けての準備研究とした。

以上の調査研究は、第四次薬物乱用防止五か年戦略の「目標2 薬物乱用者に対する治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底」の「(5)薬物乱用の実態、薬物依存症の治療法等に関する研究の推進」に呼応したものであるが、同じく「目標2 薬物乱用者に対する治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底」の「(2)薬物乱用者の社会復帰の支援の充実強化 (民間団体・関係機関等との連携強化)」と「(3)薬物乱用者の家族への相談体制・支援等の充実 (民間団体・関係機関等との連携強化)」に対応した、再乱用防止のための、⑧ダルクを中心とした薬物依存症者に対する支援活動の実態とその課題を把握するための調査研究と、⑨精神保健福祉センター等における家族心理教育プログラムの開発・普及とその評価に関する研究も実施した。

B. 各分担研究の個別目的、方法、結果、及び考察

■研究1 薬物乱用・依存の実態把握に関する研究

研究1-1-1：薬物使用に関する全国住民調査

研究分担者 和田 清

国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所薬物依存研究部長

わが国の飲酒・喫煙・医薬品をも含めた薬物使用・乱用・依存状況を把握するために、層化二段無作為抽出法(調査地点数:350)により選ばれた全国の15歳～64歳の5,000人に対して、戸別訪問留置法による自記式調査を実施した。特に2013年調査は、脱法ドラッグ乱用の拡がりについて全国レベルでのわが国初の調査となった。調査期間は2013年10月17日～10月27日である。回収数及び有効回答数は、2,948(59.0%)及び2,926であった。

【飲酒】1年経験率(この1年間で1回でも飲酒したことのある者の率)は、男性で85.7%(かつては2012年調査の結果88.9%)、女性で79.1%(81.9%)、全体で81.9%(85.3%)であった。

【喫煙】①1年経験率は、男性で39.4%(43.4%)、女性で16.5%(16.2%)、全体で27.2%(29.3%)であった。この1年経験率は過去最低の記録であった。

【医薬品】①この1年間に1回でも使用したことのある医薬品としては、①風邪薬65.1%、②鎮痛薬60.8%、③目薬49.5%、④湿布薬45.1%、⑤胃腸薬40.3%の順で頻度が高かった。②鎮痛薬、精神安定薬、睡眠薬の1年経験率は、鎮痛薬で61.4%(58.6%)、精神安定薬で6.2%(5.6%)、睡眠薬で5.6%(5.6%)であった。

【違法薬物】①生涯被誘惑率(これまでに1回でも誘われたことのある者の率)は、大麻で2.7%(2.0%)、有機溶剤で2.6%(2.9%)、覚せい剤で0.9%(0.9%)、MDMAで0.4%(0.2%)、コカインで0.3%(0.2%)の順に高かった(「脱法ドラッグ」は調べていない)。ヘロインのそれは、統計誤差内であった。また、これら6種のうちのいずれかの薬物の使用への生涯被誘惑率は4.8%(4.6%)であり、有機溶剤を除いたいのちの生涯被誘惑率は3.3%(2.8%)であった。この生涯被誘惑率は、2011年まで一貫して、有機溶剤>大麻>覚せい剤>MDMAないしはコカインの順に高かったが、今回の2013年調査で大麻が初めて第一位となった。経年的観点からみると、唯一、大麻だけが確実に漸増傾向を示していた。②生涯経験率は、有機溶剤

で 1.9% (1.6%)、大麻で 1.1% (1.2%)、覚せい剤で 0.5% (0.4%)、MDAM で 0.3% (0.1%)、「脱法ドラッグ」で 0.4% であった。コカイン、ヘロインでは統計誤差内であった。また、これらのうちのいずれかの薬物の生涯経験率は、2.5% (2.7%) で、有機溶剤を除いたいづれかの薬物の生涯経験率は 1.3% (1.5%) であった。経年的観点から見ると、ほとんどの薬物で生涯経験率が横ばい傾向である中で、唯一、大麻だけが確実に漸増傾向を示していた。生涯経験者の平均年齢は、有機溶剤で 43.8 歳と最も高く、有機溶剤の生涯経験率は「過去の経験」の反映であることが強く示唆された。それ以外の薬物の生涯経験者の平均年齢は 40 歳代初めがほとんどであったが、「脱法ドラッグ」のみ 33.8 歳であり、「脱法ドラッグ」の乱用が現時点での重要問題であることが強く示唆していた。③ 「脱法ドラッグ」乱用経験者の 75% の者には大麻の乱用経験もあり、50% の者には有機溶剤乱用経験、33.3% の者には覚せい剤の乱用経験が認められた。生涯「脱法ドラッグ」乱用経験者がこれまでに使用した「脱法ドラッグ」は、男女の全体では、「ハーブ系」58.3%、「リキッド系」50.0%、「パウダー系」33.3% であった。男性では、「ハーブ系」62.5%、「リキッド系」37.5%、「パウダー系」37.5% であったが、女性では「リキッド系」75.0%、「ハーブ系」50.0%、「パウダー系」25.0% であった。④ 違法薬物使用に対する取締の強化が図られれば図られるほど、回答者側での「正直に答えたくない」という心理的バイアスが高くなり、本調査のような方法論による調査の結果は、実際の状況よりはますます低い結果を示す特質にあることは否めない。しかし、この種の調査では本研究で採用した調査法が国際的に認知された調査法であると

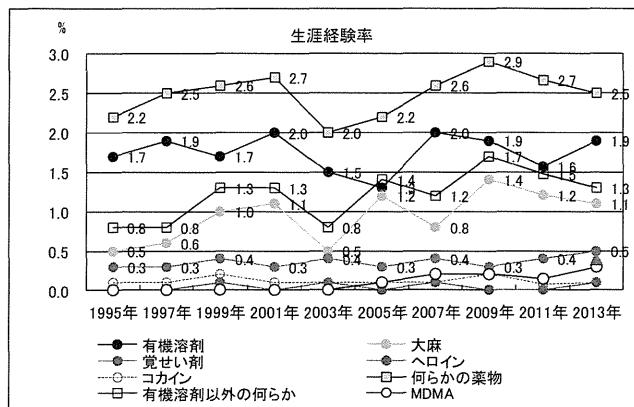
同時に、それ以外の調査方法が事実上不可能なことも国際的常識である。今後も本調査を継続してゆく必要がある。

研究 1-1-2：飲酒・喫煙・薬物乱用についての全国中学生意識・実態調査

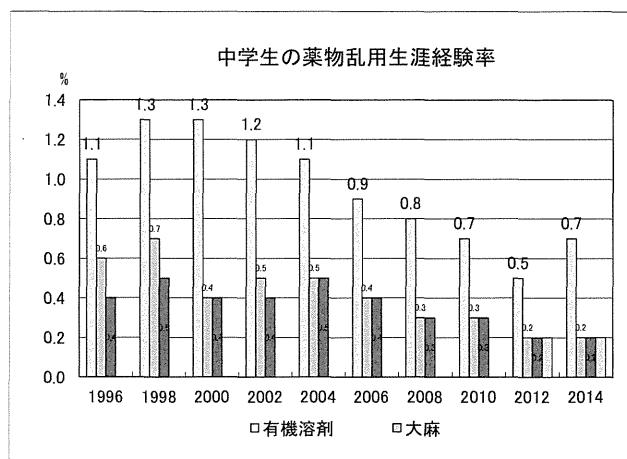
研究分担者 和田 清

国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所薬物依存研究部長

わが国の中学生における薬物乱用の広がりを把握し、薬物乱用の危険因子を特定することによって、中学生に対する薬物乱用防止対策の基礎資料に供するため、飲酒、喫煙、有機溶剤・大麻・覚せい剤・「脱法ドラッグ」乱用に対する意識・実態調査を実施した。調査期間は、2014 年 10 月中（一部 11～12 月中）であり、層別一段集落抽出法により選ばれた全国 240 校の全生徒を対象に、自記式調査を実施した。有効回答は、129 校（対象校の 53.8%）、55,707 人（対象校の全生徒想定数の 46.8%）であった。① 有機溶剤の生涯経験率（これまでに 1 回でも経験したことのあると答えた者の割合）は、男子で 1.0%、女子で 0.4% であり、全体では 0.7% であった。この結果は、男女及び全体で最低の値だった 2012 年調査と比べて、女子では変化がなかったが、男子で 0.4 ポイント、全体で 0.2 ポイントの上昇である。2012 年調査との比較では、男子における有機溶剤乱用の目撃率は 0.1 ポイント上昇、身近にいる有機溶剤乱用者の周知率は 0.2 ポイントの上昇、有機溶剤乱用への被誘惑率は 0.1 ポイント上昇しており、確かに男子における有機溶剤乱用の増加を伺わせる結果であった。しかし、本研究者らには中学生男子で有機溶剤乱用が再び広がり始めているという情報はない。そこで考えられるのが、生涯経験率については「ある薬物についてのバイアスが強く働くと、どういう訳かその他の薬物についてのバイアスが低下する傾向がある」という経験である。「脱法ドラッグ」使用者による 2014 年 6 月の池袋での死傷者 7 人を出した自動車運転事故以降、この「脱法ドラッグ」問題が同年秋まで、新聞・テレビ等で報じられない日はない状況であった。このことが、「脱法ドラッグ」に対するバイアスを強めると同時に、有機溶剤に対するバイアスを弱めた可



能性が否定できない。しかし、成人に比べれば「脱法ドラッグ」の入手が難しいであろう中学生間で、「脱法ドラッグ」に触発されて、有機溶剤に手を出す生徒がいた可能性も否定はできない。継続モニタリングが必要である。②有機溶剤乱用経験者群では、非経験者群に比べて、日常生活の規則性、学校生活、家庭生活、友人関係において、好ましくない傾向が統計学的有意差を持って強いことが再確認された。③中学生における喫煙は、有機溶剤乱用と強い繋がりを持っており、これらは、有機溶剤乱用への「ゲイトウェイ」となっている可能性が再確認された。④有機溶剤・大麻・覚せい剤乱用による健康への害知識の周知率は減少傾向にあり、薬物乱用防止教育の再度の強化の必要性が示唆された。⑤大麻の生涯経験率は、男子では0.3%，女子で0.1%，全体では0.2%であった。この結果は、男女及び全体で、2012年調査同様一連の本調査では最低の値である。⑥覚せい剤の生涯経験率は、男子では0.3%，女子で0.2%，全体では0.2%であった。この結果は、男女及び全体で、2012年調査同様一連の本調査では最低の値である。⑦「脱法ドラッグ」の生涯経験率は、男子で0.3%，女子で0.1%，全体で0.2%であった。この結果は、2012年調査の結果と同じであり、乱用の拡大傾向は認められなかった。⑧有機溶剤乱用経験者群の12.6%の者に大麻乱用の経験があり、12.8%の者に覚せい剤乱用の経験があり、有機溶剤乱用と大麻・覚せい剤乱用との間には強い結びつきがあることが再確認された。しかしそれ以上に、「脱法ドラッグ」乱用経験者の48.6%の者に大麻乱用経験があり、65.1%の者に覚せい剤乱用経験があった。この結びつきの強さは2012年調査と同傾向で



あり、従来の「喫煙→有機溶剤→大麻・覚せい剤」という流れ以外に、「喫煙→有機溶剤→脱法ドラッグ→大麻・覚せい剤」ないしは「喫煙→脱法ドラッグ→大麻・覚せい剤」という新しい流れの可能性を示唆するものである。

研究 1-2：全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査

研究分担者 松本俊彦

国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所 室長

わが国的精神科医療施設における薬物関連障害の実態を横断的、縦断的に把握するために、全国の有床精神科医療施設1,598施設を対象に、2014年9~10月に通院もしくは入院したすべての薬物関連障害患者に関する情報を収集した。75.2%の施設より回答を得ることができた。調査期間中に薬物関連障害患者の治療を行った精神科医療機関は、調査対象施設の16.4%であり、この割合は、2010年度調査の8.4%はもとより、2012年度調査の13.8%をも上回る数値であった。報告された症例の総計は1,709例であったが、有効症例数は1,579例であり、これを分析対象とした。

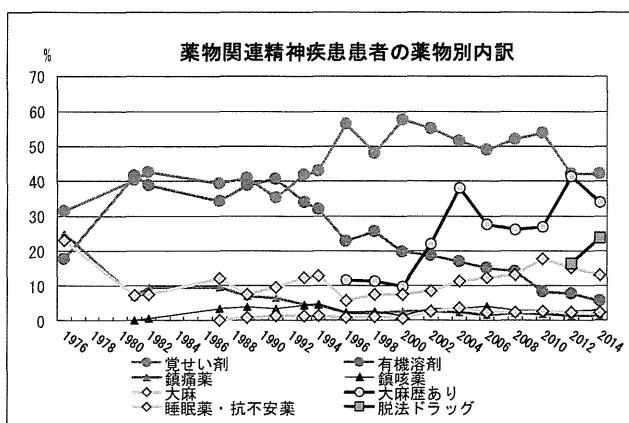
その結果、「主たる薬物」として最も多かったのは覚せい剤(42.2%)で、次いで危険ドラッグ(23.7%)、処方薬(睡眠薬・抗不安薬)(13.1%)、有機溶剤(5.7%)、大麻(2.4%)という順であった。しかし、「過去1年以内に主たる薬物の使用が認められた者」1,019例に限定した場合、「主たる薬物」として最も多いのは、危険ドラッグ(34.8%)であり、次いで覚せい剤(27.4%)、処方薬(16.9%)であった。今日の薬物依存症臨床の現場では、危険ドラッグや処方薬といった「取り締まれない薬物」が中心的課題となりつつある状況がうかがわれた。

危険ドラッグ関連障害患者の臨床的特徴については、比較的若年で、男性が多く、学歴が高い傾向が見られ、覚せい剤関連障害患者と同様、刺激・快楽希求的な意図から使用する者が多かった。また、危険ドラッグ関連障害患者では、覚せい剤関連障害患者に比べ、就労している者が多く、家族と同居している者の割合は高かった。さらに、ICD-10 F1下位診断分類の分布や各診断該当率か

ら、その依存性や精神病惹起危険性において、危険ドラッグは「覚せい剤に勝るとも劣らない」可能性が示唆された。

一方、処方薬関連障害患者の場合は、刺激希求・快楽希求・ストレス解消目的から薬物を使用する覚せい剤および危険ドラッグ関連障害患者とは異なり、不安・不眠などの苦痛緩和を目的とする薬物使用が多く、F3 気分障害と F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害を併存する者も多かった。また、患者の 85%が、乱用薬物を精神科医療機関から入手していた。なお、薬物関連障害患者によって乱用される頻度の高い処方薬としては、これまでの本調査と同様、etizolam、flunitrazepam、triazolam、zolpidem などの薬剤が同定された。

今年度の調査では、対象となった薬物関連障害患者がどのくらい治療・回復のための社会資源を利用しているのかも調べた。その結果、過去 1 年以内に薬物使用のある薬物関連精神疾患症例 1,019 例中、ICD-10 の「依存症候群」の診断に該当した者は 69.2%にも達していたにもかかわらず、医療機関などの依存症治療プログラム (38.5%) や自助グループ (32.4%)・民間リハビリ施設 (22.2%) を利用したことのある者は限られていた。今後、国内における薬物依存症に対する治療体制の整備は喫緊の課題であると考えられた。



研究 1-3：救命救急センターにおける向精神薬を含む薬物乱用症例の実態調査：

研究分担者 上條吉人
北里大学医学部救命救急医学
教授

【2013 年度】危険ドラッグ中毒患者の実態を把握するために、危険ドラッグ添加製品を使用後に救急搬送された患者 518 名について調査した。

82.0%の患者は男性で、20 歳～30 歳代が 80.5% を占め、86.0%が植物片に添加されていた危険ドラッグを吸入 (87.5%) していた。10.8%の患者に、中毒を生じた現場で対人・対物への暴力、交通事故、自傷行為または自殺企図などの有害行為が認められた。10%の患者には横紋筋融解症等の身体合併症が見られた。入院治療を要した患者（全体の 35.1%）のうち、（全体の）5.6%の患者は人工呼吸管理を要し、（全体の）4.1%の患者は 7 日以上の入院を要した。95.6%の患者は完全回復したが、10 例 (1.9%) は精神科病床へ転棟または転院し、3 例 (0.6%) は攻撃的または暴力的行為のために警察に引き渡された。合成カンナビノイド、合成カチノン、またはメトキセタミンは 20 製品のサンプルから検出された。

【2014 年度】向精神薬の過量服薬の実態および関連する心理社会的要因について把握するために、向精神薬の過量服薬による急性薬物中毒のために北里大学病院救命救急センターに搬送された患者 367 名（男性：83 名、女性：284 名、平均年齢： 38.3 ± 12.5 歳）について調査した。このうち、書面にて同意を取得した 81 名（男性：18 名、女性：63 名、平均年齢： 38.9 ± 11.8 歳）を分析の対象とした。

80 名 (98.8%) の対象者が何らかの精神障害に罹患していた。向精神薬の過量服薬を数時間以上前から考えていた患者は、衝動的に過量服薬した患者よりも、より多量に向精神薬を過量服薬することが明らかになった。しかし、明確な自殺念慮を持ったいわゆる“本気”的過量服薬とそうでない過量服薬との間に、服用した向精神薬の錠数について違いが認められなかった。これは、本気で死のうと思いつき過量服薬したとしても、時期によって服用量にばらつきが生じるため、安易に過量服薬した量で自殺企図の有無や今後の自殺リスクを判断すべきではないということである。たとえ少量の向精神薬を過量服薬した患者であっても、患者の希死念慮・自殺念慮、過量服薬を考えた時期、精神医学的・心理社会的評価をきちんと評価したうえで、今後の自殺企図再発のリスクを判断すべきであることを意味している。患者の心理社会的背景として、無職で家族・恋人・友人といった身

近な人間とのトラブルを契機に衝動的に過量服薬する傾向が認められた。今後、精神障害の治療に加え心理社会的介入の必要性が示唆された。そのような支援を担う職種として、臨床心理士などのメンタルヘルスを専門とするコメディカルが、今後、救急医療現場で活用されることを期待する。

研究 1-4：全国の児童自立支援施設における薬物乱用・依存の意識・実態に関する研究
通称：全国児童自立支援施設調査（2014年）

研究分担者 庄司正実
目白大学 人間社会学部 教授

薬物乱用のハイリスク群である非行児の薬物への意識および乱用実態を把握するために、全国の児童自立支援施設に入所中の児童に対して質問紙調査を実施した。有効調査人数は、1,107人（男性777人、女性330人）であった。調査により以下のような結果が得られた：

有機溶剤乱用者数は男35人（4.5%）女性68人（20.6%）、大麻乱用者数は男性16人（2.1%）女性18人（5.5%）、覚せい剤乱用者数は男性1人（0.1%）女性11人（3.3%）、ブタン乱用者数男性88人（11.3%）女性72人（21.8%）であった。その他、抗不安薬（安定剤）乱用が男性18人（2.3%）女性38人（11.5%）、ブロン（咳止め液）乱用が男性14人（1.8%）女性33人（10.0%）に認められた。従来の結果と同様にすべての薬物にて女性は男性より乱用頻度が高かった。

危険ドラッグは男女それぞれ16人（2.1%）および12人（3.6%）に認められた。

1994年度からの変化は以下のとおりである。有機溶剤乱用はこれまでと同様に減少傾向を示した。特に男性においてこの傾向が著しく、1994年41.2%から2006年以降10%前後に減少し今回は前回2年前と同じ4.5%であった。女性でも1994年59.6%から2006年以降30%となっていたが、前回21.6%で今回20.6%となった。覚せい剤乱用は男女とも2000年ころまでやや増加傾向にあったが、2002年以降減少傾向を示しており、男性は2006年以降1%以下で女性は2008年以降10%以下となった。大麻乱用頻度について、男性は4%から5%前後であったが2010年以降2%ほどであり今回2.1%となり、一方女性では1994年（22.0%）および1996年（19.0%）はやや高かったが1998年から14%

から15%台であったが前回7.0%で今回5.5%と10%以下となっている。

入所非行児の非行歴を検討した結果非行程度がやや軽度化している傾向が疑われた。

児童自立支援施設入所児童は薬物乱用のハイリスク・グループではあるが、乱用薬物が従来のように有機溶剤中心ではなくなってきていることを示している。

研究 1-5：監察医務院における異状死にみられる薬物乱用・依存等の実態に関する調査研究

研究分担者 福永龍繁
東京都監察医務院 院長

2005～2014年に東京都監察医務院で取り扱った異状死に關し、発生件数と行政解剖体より検出された薬毒物件数の分布を調査することにより、東京都23区における薬物乱用・依存等の実態を把握することを目的とした。

【2013年度】調査の結果、薬毒物による自殺事例の発生件数は大きく減少していた。行政解剖体より検出された薬毒物において、精神神経用剤と抗てんかん剤の件数は増加、若しくは高止まりの状態で推移し、睡眠導入剤の件数は減少していた。2010年、及び2011年は覚せい剤等の検出件数は減少したが、「脱法ハーブ」の検査依頼件数は著しく増加していた。「脱法ハーブ」の使用が疑われた行政解剖事例9例の内、2例について概要を紹介した。

【2014年度】医薬品等の行政解剖件数に対する割合は近年増加した。また、精神神経用剤の検出件数は高止まりで推移した。過去10年間の検出件数より各医薬品等に対する割合を算出すると、精神神経用剤は37.2%、催眠導入剤は33.1%、抗てんかん剤は10.3%、解熱鎮痛消炎剤は2.6%、アルカロイドは1.0%、その他薬物は15.8%であった。東京23区内における危険ドラッグ関連死は、2012年4件、2013年16件であった。平均年齢は37.0歳であった。職業は、有職者13例、無職者4例、不詳は3例であった。有職者13例の職業は会社員5例、自営業2例、音楽家2例、風俗関連2例、歯科医1例、アルバイト1例であった。医薬品及び危険ドラッグ関連死の発生動向に関して、今後

も注視する必要性が示唆された。

研究 1-6：薬剤師を情報源とする医薬品乱用の実態把握に関する研究

研究分担者 嶋根卓也

国立精神・神経医療研究センター

精神保健研究所 薬物依存研究部

心理社会研究室長

【目的】睡眠薬や抗不安薬（主としてベンゾジアゼピン系薬剤）等の処方薬乱用者が増加しているなかで、患者の服薬状況から乱用リスクを早期に察知できる医療従事者として薬剤師の関与が注目されている。そこで本研究では、保険薬局に勤務する薬剤師を対象として、向精神薬等の過量服薬防止に重点を置いたゲートキーパートレーニング（以下、GKT）を実施し、薬剤師の臨床行動の変化を追うことで、GKT の効果を検証した。

【方法】埼玉県薬剤師会に所属する薬剤師を対象に、計 7 時間（グループワークを含む）の GKT を実施した。介入効果は、自記式質問紙調査法により、介入 2 ヶ月前 (T1) 、介入直前 (T2) 、介入直後 (T3) 、介入 6 ヶ月後 (T4) の 4 時点で測定した。薬剤師の臨床行動（①過量服薬者との応対経験、②良好な服薬指導、③処方医への情報提供④支援機関への紹介）をメインアウトカムとした。

【結果】介入群 83 名、対照群 231 名より有効回答を得た（性別、年代、学歴は群間に有意差なし）。GKT の前後で、介入群では「処方医への情報提供」ができる薬剤師が有意に増えるが、対照群では同様の変化はみられなかった（介入群 : T1, 53.8%、T4, 73.1%、対照群 : T1, 50.9%、T4, 42.2%）。 「良好な服薬指導」および「支援機関への紹介」についても、数値の上昇はみられたものの、有意な変化は認められなかった。一方、介入群の知識スコア、自己効力感スコアは介入直後 (T3) に上昇し、スコアの上昇は介入後 6 ヶ月 (T4) まで維持されていた。

【結論】介入群における「処方医との情報共有」ができる対象者の増加は、ゲートキーパーとしての薬剤師が担う臨床行動が改善したことを意味しており、GKT がもたらした効果と言える。診察時に語られなかった過量服薬者の情報を薬局から処方医へ提供し、共有することで、再乱用防止に向

けた注意喚起となる可能性や、処方が過量服薬に配慮した内容（処方量、処方日数、使用薬剤）に見直される可能性も期待できる。一方、「良好な服薬指導」および「支援機関への紹介」に関しては数値の上昇はみられたものの、有意な改善がみられなかつたことから、GKT による効果があつたとは判断できない。

■研究 2 薬物依存症者の「回復」とその家族に対する支援に関する研究

研究 2-1：薬物依存症者に対する支援活動の実態と課題に関する研究

研究分担者 宮永 耕

東海大学 健康科学部社会福祉学科
准教授

ダルク等の薬物依存症を対象とした「回復支援施設」がサービス提供している利用者の実態について、7 年ぶりに全国の施設に依頼して実施した調査により、その全体的状況を明らかにした。

平成 27 年 2 月 1 日現在の対象施設は、ダルク（含、APARI）83 か所の他、名称にダルクを含まない同種の施設 5 か所を含め 88 施設を対象とし調査を依頼した。41 施設（同一団体が経営する数か所を一括回答したものも含む）より回答があり、計 706 人の利用者の状況が把握できた。

回答あった 41 施設のうち半数が障害者総合支援法もしくは法務省保護局による自立準備ホーム事業登録による事業を行っていた。その他の 21 施設はそのほとんどが任意団体として事業を行っていた。

利用者全体では、男性が 9 割以上（644 人・91.2%）、女性は 53 人（7.5%）、その他 2 人（0.2%）、DK/NA（1.1%）であり、年齢階層別では 40 歳代と 30 歳代が約 3 割を、続く 50 歳代、20 歳代が 15% 前後を占めていた。

生活保護受給中の利用者は、過去 2 回から大きくその割合を拡大し、入寮者で 77%、通所者で 59%、全体で 74% であった。

7 年前の前回調査時と、現在の利用者とでは使用薬物の種別も異なっており、危険ドラッグ（脱法ハーブ）が引き起こす問題がダルク利用者にも反映されていた。特に 30 歳代以下の若年世代における危険ドラッグ問題と多剤使用及び 50 歳代以

上のアルコール使用障害は、30歳代から60歳代まで広がる覚せい剤の単剤使用と合わせて認められ、治療的介入もそれに応じたものが求められる。

刑の一部執行猶予制度の実施準備段階に対応し、全国のダルク等の半数以上が自立準備ホーム登録を行っているが、現時点では全体の1割程度の委託者数にとどまる。現状ではダルク関連施設で約400名程度のキャパシティが見込まれるもの、居住場所等物理的な日常生活確保以外にもスタッフ養成配置や運営方法等に未解決な課題もあり、現状では総数の正確な算出は難しいと考えられた。

研究2-2：精神保健福祉センター等における家族心理教育プログラムの開発・普及とその評価に関する研究

研究分担者 近藤あゆみ

新潟医療福祉大学

社会福祉学部社会福祉学科 准教授

【2013年度】平成22年度に作成した4種類の教材を用いて、8カ所の精神保健福祉センター、2カ所の精神科病院の家族会参加者（合計延べ415名）を対象に、家族心理教育プログラムを実施し、その理解度及び有効性等を検討するためのアンケート調査を実施した。

家族については、50～60代が約7割（68.1%）と多く、女性（76.7%）、親（86.2%）が多くかった。また、継続的に支援を受けるようになってから5年未満の家族（56.1%）の割合が高く、1年未満の家族も23.3%存在した。GHQ28の評価では56.9%が神経症群に弁別された。薬物依存症者本人の年齢は20～30代（74.8%）、性別は男性（85.3%）が多く、未だ断薬に至らない者や刑務所や医療機関に入所中の者が合わせて53.5%と多かった。現在の本人との関係性については、本人と一緒に暮らしていたり、離れて暮らしているものの頻繁に連絡を取り合ったりしている者の割合が合わせて64.7%と高かった。結果からは、薬物問題が継続している本人の身近で生活しながら心身ともに疲弊する親の姿が、対象者の特徴として浮かび上がる。

家族心理教育プログラムに関する理解度については、「かなり～完全に理解できた」と回答した者の割合は52.3%にとどまっていた。理解度をあ

げるためには、同じ種類の教材を用いたプログラムに繰り返し参加できる環境を家族に提供することが望ましい。

また、家族と本人との関係性によっては、理解が特に低い教材もあった。有効性については、70.4%の家族が「かなり～非常に役に立つ」と回答しており、一定の有効性が確認できた。しかし、家族の精神的健康度が低い場合、有効性が感じられにくいことが示された。

このように、精神的健康度や本人との関係性によって、プログラムに対する理解度や有効性が低くなってしまう家族が存在するため、個別の評価や支援を忘れてはならないことが示唆された。

【2014年度】平成24年度に作成した4種類の家族心理教育プログラム教材の理解度及び有効性等を検討した。①有効性については、約7割の家族が「かなり役に立つ」または「非常に役に立つ」と回答しており、一定の有効性が確認できたが、理解度については、「かなり理解できた」または「完全に理解できた」と回答した者の割合は約6割にとどまっていた。②理解度をあげるためには、プログラムを一度だけでなく繰り返し行う必要がある。③また、本人の現在の薬物問題の状況等によって、プログラムに対する理解度や有効性が低い家族が存在する可能性があるため、個別の評価や支援を忘れてはならない。

C. 考察 および 結論

研究1 薬物乱用・依存の実態把握に関する研究

1. 調査の位置づけ

本調査研究は、わが国の薬物乱用・依存に関する意識・実態把握と、新たな乱用物質の迅速な把握システムの構築・維持を目的としている。

本研究グループでは、調査に要する費用と調査される側の各種負担を考慮し、各種調査を原則的には隔年ごとに繰り返す形を採用している。その結果、ひとつは①「薬物使用に関する全国住民調査」（以下、全国住民調査）を実施し、他の調査に関しては、既存の調査結果を再分析したり、他国での類似の調査システムを調査したりしながら、次年度への準備をする年度であり、もうひとつは、②「薬物乱用に関する全国中学生意識・実態調査」（以下、全国中学生調査）、「全国の精神科医療施

設における薬物関連精神疾患の実態調査」(以下、全国精神科病院調査)、「全国の児童自立支援施設における薬物乱用・依存の意識・実態に関する研究」(以下、全国児童自立支援施設調査)の実施を主とする年度である。今回の2年間に渡る研究では、上記②の調査研究に、「監察医務院における異状死にみられる薬物乱用・依存等の実態に関する調査研究」と「薬剤師を情報源とする医薬品乱用の実態把握に関する研究」を加えた。

本年度は上記の②の年度に当たる。

本研究では、これまで度々指摘してきたように、そもそも、この種の調査結果は乱用・依存者の絶対数を表すものではない。それはいかなる方法を探ろうとも不可能なことである。しかし、重要なことは、トレンドの把握であり、そのための調査の継続である。幸い、本グループによる一連の調査は国際的にも評価されており、1999年には米国の National Institute on Drug Abuse の疫学部門より、2002年にはタイ王国の Office of the Narcotic Control Board, Office of the Prime Minister 主催による会議に、また、2005年、2006年には台湾の Department of Health 主催による国際会議に、2010年には台湾の Department of Justice 主催による国際セミナーに、2011年には台湾の国立中正大学主催による国際会議での講演を、さらに、2013年には米国 NIDA の援助の下で台湾で行われた 2013 International Conference on Global Health: Prevention and Treatment of Substance Use Disorders and HIV での講演に招聘されてきている。

2. 量的調査の方法論的問題

量的調査の実施上、最も重要なことは、対象のサンプリング法と回答率の維持・向上である。

「住民調査」では、1995年以来、層化二段無作為抽出法を用いており、サンプリング法としては問題ないと考えられる。また、回収率は調査の実施法にかなり規定されるが、「全国住民調査」では、戸別訪問留置法を採用しており、回収率は1995年の78.9%を最高に、1997年で75.6%、1999年で75.8%、2001年で71.5%、2003年で71.3%と、減少傾向を示しながらも、毎回70%台を維持してきた。しかし、2005年調査では61.9%と初めて70%台を切り、大幅にダウンしてしまった。その原因としては、①そもそも、個人情報の秘密保持の意

識が年々高まっており、調査そのものへの「拒否」率が増加する傾向にあるが、特に2005年調査では、②「住民基本台帳ネットワークシステム」の導入、「住民基本台帳の閲覧制度」の見直しが社会的関心事となり、国民の個人情報秘密保持意識がこれまで以上に高まったことが推定される。また、③「住民基本台帳の閲覧制度」の見直しが各自治体レベルで進められており、「閲覧」のための申請法等がずいぶんと複雑化したと同時に、自治体側の新制度への不慣れも重なり、住民基本台帳の閲覧自体がスムーズに進まなかつたのも事実である。

2007年調査では、自治体側も新制度への対応にはそれなりに慣れたようで、住民基本台帳の閲覧上の問題はほとんどなかったが、最終的に回収率は59.0%とついに60%を切ってしまった。結局、年々高まる調査そのものへの「拒否」率増加は時代の流れとしか言いようがない。

ところが、2009年調査では、回収率が64.3%と大幅に上昇した。その最大の原因是、2007年秋のリタリン問題、2008年秋の角界及び大学生による大麻乱用問題等、薬物問題が社会問題化していたところに、2009年8月の芸能人によるMDMA、覚せい剤乱用問題が起き、それが一大社会問題として連日マスメディアを賑わした直後の調査の実施であったということができそうである。2007年調査では約11%にしか過ぎなかったMDMAの呼称周知率が2009年調査では約48%にまで急上昇し、2007年調査では約88%であった大麻の呼称周知率が2009年調査では約94%にまで上昇していた事実は、2009年8月の芸能人による連続した薬物問題事件とそれを報じ続けたマスメディアの影響力の大きさを改めて実感させるものであった。2011年調査では、回収率は63.0%であり、2009年のマスメディア情報の影響以降、薬物問題がそれ以前よりは日常的に国民の関心事として持続している感があり、2012年1月には、「合法ハーブ」問題が連日マスメディアで報道されたが、これは2011年調査実施のことであり、2011年調査の回収率には影響は及ぼしていない。2013年調査での回収率は2007年調査と同じく59.0%と低迷した。この種の調査での回収率の低下は、時代の趨勢の中で、致し方ないことと言わざるを得ない。

この回収率に関係しそうな要因がもう一つある。それは、調査対象の年齢制限である。従来、

本調査は年齢の上限をつけない 15 歳以上の者を対象としてきた。しかし、2007 年調査の結果では、「調査不能ケース」の割合は 60 歳以上の対象者で 12~13% と年代別では最も高いと同時に、回収できた全ケースの約 22% は 65 歳以上の者が占めていたという事実があった。すなわち、我が国の高齢化により、対象の少なからぬ部分が 65 歳以上の者になってしまい、その部分での回収率は悪かったという結果であった。そもそも、薬物問題は若年者～青年を中心とした問題であることを考えると、年齢上限を定めた方が「現実的」であり、かつ、調査費用効率も良いと考えられるため、2009 年調査から対象年齢の上限を定めて、15 歳以上 64 歳以下とした。

ただし、この年齢の上限設定により、2009 年調査以降の結果は、従来の本調査とは対象が異なるため、結果の単純比較は出来なくなつたことは確かである。しかし、今後も年齢の上限を 64 歳以下とすることで、現実的かつ経済効率の良い調査になってゆくことが期待できる。

また、この「住民調査」では、1999 年に若干の調査票の改変がなされ、2001 年には更に改変がなされた。内容的には、この 2001 年調査でほぼ完成されたと考えているが、2003 年にはさらに「答えやすさ」を考慮した少々の改善を図った。2005 年調査では 2003 年調査の調査用紙での聞き方に些細な改変を加えた個所が 2 個所あるが、事実上は 2003 年調査の質問紙と同じであった。2007 年調査では、2005 年調査の内容から、有機溶剤乱用が増えているかどうかという問い合わせ削除し（減少傾向が明らかと思われたため）、違法ドラッグ（いわゆる「脱法ドラッグ」）の呼称についての周知度についての問い合わせを追加した。その結果、違法ドラッグ名の周知度は極めて低いことが判明し、2009 年調査では、違法ドラッグ名の周知度調査項目は削除した。ただし、2009 年調査では、昨今の禁煙エリアの拡大を考慮して、「禁煙しようかと考えた大きな理由は何ですか？」という設問の回答選択肢に「吸える場所が少なくなってきたから」を追加している。2011 年調査の調査項目は 2009 年調査の項目と同じである。

2013 年調査では、「脱法ドラッグ」の乱用実態を把握するために、従来の各薬物について「身近にいた（いる）人の中で、その薬物を使っていた（る）人を何人知っていますか？」という問を削除

し、「脱法ドラッグ」関連質問を設ける変更を行った。

「中学生調査」では、1996 年以来、層別一段集落抽出法を用いており、サンプリング法としては問題ないと考えられる。また、調査実施校数の割合は、第一回の 1996 年には 58.1% であったものが、1998 年には 71.2%、2000 年には 73.7% と上昇し、2002 年調査でも 71.0% と 70% 台を確保できた。しかし、2004 年調査では 69.3% と低下し、2006 年調査では 66.3%、2008 年調査では 62.7% と 70% 台を割ってしまった。その原因としては、1998 年には第三次覚せい剤乱用期への危機感が教育現場でも強く、「薬物乱用防止 5 カ年戦略」（薬物乱用対策推進本部）が策定されことによって、調査実施校率があがつたものの、その後の学校現場における様々な「事件」「問題」の頻発により、薬物乱用問題への社会的関心が相対的に薄められてきていることと、本調査の実施に割く時間が狭められた結果ではないかと推定している。2010 年調査では、63.0% と、かろうじて経年的低下を免れたが、2012 年調査では 52.8% であり、1996 年に開始した本調査では最低を記録した。幸い 2014 年調査では、連日の「脱法ドラッグ」問題の報道のせいか、53.8% となった。しかし、依存性薬物の健康に及ぼす害知識の周知率も低下傾向も認められており、教育現場での薬物乱用防止教育に対する「関心の低下」が危惧されるところである。今後は、何とか 60% は維持したいところである。

「全国精神科病院調査」「全国児童自立支援施設調査」は全数調査という方法を探っている。

「全国精神科病院調査」では、調査協力施設の割合がなかなか上がらない問題が続いていた。2002 年調査では、なんとか 52.6% であり、2004 年調査でも 50.5% (837 施設) であったが、2006 年調査では 56.7% を確保できた。しかし、2008 年調査では 48.4% と 50% を切ってしまった。ただし、785 施設中 86.2% (全国の 1,622 施設中では 41.7%) が「該当症例なし」という結果であり、回答率を上げる作業は「該当症例なし」の施設から、「該当症例なし」という報告をいただく作業になるくらいがある。その背景には、我が国の薬物関連精神障害患者に対する医療対応システムの貧困がある。当主任研究者による試算によれば、2009 年 6 月 30 日時点での全国精神病院病名別在院患者数（「精神保健福祉資料」厚生労働省社会・援護局障害保健

福祉部精神・障害保健課、(独) 国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所) を元に算出する
と、我が国の覚せい剤関連精神障害入院患者の約
12%がわずか4病院で占められている現実があり
(1636施設中のわずか4施設である)、薬物関連
精神障害患者に対する我が国の貧困な医療体制の
現状が明らかである。2010年調査からは、分担研
究者による回収への努力強化が行われ、2010年調
査では全国の1,612施設中63.3%から回答を得、2
012年調査では全国の1,609施設中70.6%から回答
を得ている。しかし、2012年調査でも、「該当症
例なし」の施設は全体の56.6%にも及んでおり、
ここでも、薬物関連精神障害患者を診ている施設
の偏在ぶりは明かである。今回の2014年調査では、
「脱法ドラッグ」の影響が色濃く、1,598施設中7
5.2%の施設より回答を得ることができ、有効症例数も
1,579例と、過去最高の症例を得ることができた。

「全国児童自立支援施設調査」での対象数は、1
994年で1339人、1996年で1194人、1998年で1
315人、2000年で1327人と、1200人から1300人
前後で一定していたが、2002年では851人と減少
した。2004年調査では、質問項目数を少なくし回
収率が低下しないよう配慮したこともあり、回収
数は1230人となり、2002年より前のレベルに戻
すことができた。しかし、2006年調査では986人と
後退してしまった。2008年調査では1,289人、
2010年調査では1064人と再び増加したものの、2
012年調査では、再び973人と減少してしまった。
そもそも調査の実施自体が施設にとっては負担で
あることは否めず(「全国中学生調査」「全国精
神病院調査」でも言えることであるが)、全国調
査の維持と言うものがなかなか容易ではないと言
うことを実感せざるを得ない。

また、薬物乱用・依存状況の把握には、可能な
らば何らかの生物学的マーカーを用いた調査が最
適である。そのため、当研究代表者は、かつて第
三次救急医療センター受診者の尿・血液からの薬
物検出調査を組織したことがあったが、各施設で
のマンパワー不足により、結果的に継続を断念せ
ざるを得なかった。そこで、2007年から、東京都
監察医務院の協力を得て、監察医務院が関与した
死体検案例における薬物検出の実態調査を行うこ
とにした。さらに、2014年からは救命救急センタ
ーでの調査も追加した。

「薬剤師を情報源とする医薬品乱用の実態把握」
調査は、2011年から開始した「新しい」調査であ
る。この調査は、まだまだ全国規模には拡大でき
ないが、どのようなOTCが大量・頻回購入の対象
となっているかを示唆する唯一の調査でもあり、
今後、どう「育てるか」を検討してゆく必要があ
る。

3. 「脱法ドラッグ」について

2011年下半期に、一気に社会問題化した「脱法
ドラッグ」乱用問題は、今日最大の薬物問題とな
った。わが国にとって、今回の「脱法ドラッグ」
問題は、3回目の流行である(和田 清ら: 脱法
ハーブを含む「脱法ドラッグ」乱用とその実態。
精神科 22(1): 26-32, 2013.)が、この問題は20
14年6月の東京・池袋での自動車運転事故をその
象徴として、2014年にピークに達した問題である。

当研究代表者らは、第1回の「脱法ドラッグ」
乱用期の主役であった「マジック・マッシュルーム」
について、2001年、2003年、2005年の全国
住民調査において、「マジック・マッシュルームが
毒キノコであること知っていましたか?」と言う
設問を「警告」を込めて設け、害の周知度を調べ
た。その結果、「知っている」と答えた者の割合は、
2001年調査で25%, 2003年調査で29%, 2005
年調査で26%と決して高いものではなかったが、2
002年にこの種のキノコ自体が「麻薬原料植物」
に指定されることによって、事実上、その問題の
解決をみた事実がある。

また、5-Meo-DIPTに象徴される2回目の「脱法
ドラッグ」流行期の2007年の全国住民調査では、
34種の「脱法ドラッグ」名を挙げて、「聞いたこ
とのある薬物があったら、○をしてください。」
との設問で、その呼称の周知度を調べたことがあ
る。しかし、その結果は、「ラッシュ」が46%,
「ケタミン」が36%, 「メチロン」が8%と突出し
て高く、それ以外の31種の周知度は、高いもの
でも4%で、ほとんどのものが1%以下であった。結果
的に、2007年の薬事法改正による「指定薬物」導
入により、当時の「脱法ドラッグ」問題は、それ
以降、事実上、社会問題としては消えてしまつ
ていた。

ところが、2011年下半期に、一気に社会問題化
したのが、「脱法ハーブ」を中心とする今日の「脱
法ドラッグ」問題である。そのため、今回の当研

究では、全国中学生調査、全国精神科病院調査、全国児童自立支援施設調査、監察医務院調査、救命救急センター調査で「脱法ドラッグ」について調べた。

その結果、全国中学生調査では、①「脱法ドラッグ」乱用経験者における大麻乱用経験率、覚せい剤乱用経験率は、約 60%にも上ること、②従来、わが国での中学生にとっての乱用薬物の順番は、「喫煙→有機溶剤→大麻・覚せい剤」と考えられてきたが、「脱法ドラッグ」の出現は、「喫煙→脱法ドラッグ→大麻・覚せい剤」という新しい流れの可能性を示唆するものであり、同時に、「脱法ドラッグ→大麻・覚せい剤」の流れは、「有機溶剤→大麻・覚せい剤」の比ではない可能性を示唆するものであるという結果であった。

また、全国精神科病院調査（2014 年）では、主たる（原因）薬物としての割合では、危険ドラッグは 23.7% であり、覚せい剤（42.2%）に次いで第 2 位であり、その割合も 2012 年の 16.3% から大幅に増加していることが明らかになった。しかも、「過去 1 年以内に主たる薬物の使用が認められた者」1,019 例に限定した場合、「主たる薬物」として最もも多いのは、危険ドラッグ（34.8%）であり、次いで覚せい剤（27.4%）、処方薬（16.9%）であり、今日の薬物依存症臨床の現場では、危険ドラッグや処方薬といった「取り締まれない薬物」が中心的課題となりつつある状況がうかがわれた。

2012 年調査と 2014 年調査での「脱法ドラッグ」問題は、過去 2 回の流行とは規模的に異なる社会全体を巻き込んだ深刻なものであり、本年度の本調査の最大のトピックスであることは間違いない。この流行は、「捕まる薬物から捕まらない薬物へのシフト」（和田 清ら：薬物乱用・依存の今日的状況と政策的課題. 日本アルコール・薬物医学会雑誌 43:120-131,2008）の象徴であろう。

ただし、2014 年後半の法改正、取り締まり強化により、当研究者らは 2014 年 11 月～12 月以降、医療現場における危険ドラッグ患者の激減を経験しており、今後しばらくは、この危険ドラッグ問題は「なりを潜める」だろうと推測している。

研究 2 薬物依存症者の「回復」とその家族に対する支援に関する研究

薬物乱用・依存が医療面に限らず社会のあらゆ

る分野に影響を及ぼしている事は論を待たない。そのため、わが国では「ダメ！ゼッタイ」をスローガンに強力な一次予防対策が続けられている。しかし、本主任研究者らによる調査によれば、薬物関連精神障害者の約 75% の者はすでに薬物を乱用している友人・知人から「勧められて」薬物の乱用を開始していた。この事実は、真の薬物乱用防止のためには、強力な一次予防と共に、二次予防（早期発見・早期治療）・三次予防（薬物依存からの回復と社会復帰）を推進することによって、新たな薬物乱用者を誘い込む可能性のある薬物乱用・依存者を減らさない限り、新たな薬物乱用者が繰り返し生まれてくることを物語っている。

平成 10 年の「薬物乱用防止五か年戦略」、平成 15 年の「薬物乱用防止新五か年戦略」において、二次予防・三次予防の重要性が指摘され、平成 20 年の「第三次薬物乱用防止五か年戦略」、平成 25 年の「第四次薬物乱用防止五か年戦略」では、二次予防・三次予防の重要性が益々重要視されたにも関わらず、実際には実効的対策はほとんどられておらず、結果的に薬物依存症治療及び社会復帰策に限れば、わが国は先進諸国の中で、最貧国と言っても過言ではない状況のままである。

それにも関わらず、平成 25 年には「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部執行猶予に関する法律」が成立し、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」での「目標 2 薬物乱用者に対する治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底」対策は急務と言わざるを得ない。しかし、これに対する国としての対応は遅滞として進んでいない。そこで、本研究では、

「(2)薬物乱用者の社会復帰の支援の充実強化（民間団体・関係機関等との連携強化）」に呼応した「ダルクを中心とした薬物依存症者に対する支援活動の実態とその課題を把握するための調査研究」と、「(3)薬物乱用者の家族への相談体制・支援等の充実（民間団体・関係機関等との連携強化）」に対応した「精神保健福祉センター等における家族心理教育プログラムの開発・普及とその評価に関する研究」とを実施した。

特に、本研究で強調したいことは、以下の 2 点である。

1. ダルクとは、本来、自らの「回復」のための自助活動であり、公的ないしは行政的システムの補完組織ではない。そのことを踏まえた上で連

携を進める必要がある。

しかも、生活保護受給中の利用者は、入寮者で77%、通所者で59%、全体で74%である現状（今回の調査結果）を財政的にどう対応するのか。

2. 「家族支援」と総論的に唱えても、具体的対応策を示さない場合には、何一つ実効性を持たない。本研究では、その具体的対応策の一つとして、「ワークブックを用いた家族心理教育プログラム」の開発と普及を試みてきたが、これこそが、現時点ができる最善の対策であると考えている。

D. 結論

薬物乱用・依存対策の立案・評価の際の基礎資料に供するため、薬物乱用・依存の実態把握のための各種調査を実施し、あわせて、薬物依存症者の「回復」とその家族に対する支援に関する研究を行った。

全国住民調査（2013年）は、2011年下半期に社会問題化した「脱法ドラッグ」の乱用の拡がりを調べる、わが国初の全国調査となった。薬物乱用の生涯誘惑率、生涯経験率は、経年的視点からは、ほとんどの薬物で「横ばい」傾向を示す中で、唯一、大麻だけが生涯被誘惑率、生涯経験率ともに確実な漸増傾向を示していた。特に生涯被誘惑率は、2011年まで一貫して、有機溶剤>大麻>覚せい剤>MDMAないしはコカインの順に高かったが、2013年調査で大麻が初めて第一位となった。同時に、1年経験者認知率でも、大麻が初めて第一位となり、「脱法ドラッグ」が有機溶剤と共に第二位であった。これらのこととは、今日の大麻・「脱法ドラッグ」乱用の拡がりを反映しているようである。生涯経験率は、有機溶剤>大麻>覚せい剤>MDAM>「脱法ドラッグ」の順に高いが、有機溶剤の生涯経験率は「過去の経験」であり、現時点でも最も乱用されている薬物は大麻であると考えられる。また、「脱法ドラッグ」以外の薬物の生涯経験者の平均年齢は40歳代初めがほとんどであるのに対して、「脱法ドラッグ」生涯経験者のみが33.8歳であった。同時に、「脱法ドラッグ」の生涯経験者の75%の者に大麻乱用の経験もあるという結果であり、「脱法ドラッグ」と大麻との関連を伺わせる結果であった。「脱法ドラッグ」の害知識の周知率は低く、この「脱法ドラッグ」乱用に対する啓発活動、教育活動と大麻乱用対策

が今日的急務であると考えられた。

全国中学生調査（2014年）では、有機溶剤生涯経験率が上昇していたが、実際に増加したのかどうかは今後のモニタリングが必要である。また、有機溶剤・大麻・覚せい剤乱用による健康への害知識の周知率は減少傾向にあり、薬物乱用防止教育の再度の強化の必要性が強く示唆された。

2014年は危険ドラッグ問題が最高潮に達した年であったが、2014年後半の法改正、取り締まり強化により、当研究者らは2014年11月～12月以降、医療現場における危険ドラッグ患者の激減を経験しており、今後しばらくは、この危険ドラッグ問題は「なりを潜める」だろうと推測している。「なりを潜めた時期」こそ、再度の流行に備えた各種対策を準備しておく必要がある。

再乱用防止には、薬物依存症に対する「医療モデル」「福祉モデル」としての取り組みが不可欠であるが、利用可能な制度的社会資源を増やす必要がある。同時に、本研究で開発した薬物乱用防止教育ツール、及び、家族心理教育プログラムを行政的に全国に広めて行くことが、「第三次薬物乱用防止5ヵ年戦略」で謳われている再乱用防止および薬物依存・中毒者の家族に対する具体的支援策になるのではないかと考えられる。

E. 健康危険情報

【研究1 薬物乱用・依存等の実態把握に関する研究】の結果自体が健康危険情報であるが、「脱法ドラッグ」のもつ社会的危険性は早急に対応すべき危険である。

F. 研究発表

1. 著書

- 1) 和田 清:薬物乱用の問題点—医学的視点から 第3回(最終回) 中学生対象の全国調査からわかること 体と心 保健総合大百科 保健ニュース. 心の健康ニュース 緩刷活用版 2013年. 中・高校編. 少年写真新聞社. 東京, 2013: 159-159
- 2) 和田 清:11. 薬物乱用と健康 現代高等保健体育 教授用参考資料 大修館書店. 東京. 2013: 88-95
- 3) 和田 清: 11. 薬物乱用と健康 大修館書店 最新高等保健体育 教授用参考資料. 大修館書房. 東京. 2013: 88-95

- 4) 松本俊彦: II. 物質関連障害および嗜癖性障害群 診断概念の歴史: 総編集: 神庭重信 編集: 村井俊哉／宮田久彌. DSM-5 を読み解く 伝統的精神病理, DSM-IV, ICD-10 をふまえた新時代の精神科診断 2 統合失調症スペクトラム 障害および他の精神病性障害群, 物質関連障害 および嗜癖性障害群. 中山書店. 東京. 2014: 107-120
- 5) 上條吉人: 中毒性疾患、最近の動向 今日の治療指針 2015. 医学書院. 東京. 2015: 124-126
- 6) 嶋根卓也: 処方薬乱用への対応. 精神保健福祉白書編集委員会 精神保健福祉白書 2015 年版. 中央法規出版株式会社. 東京. 2014: 41-41
- 7) 嶋根卓也: 薬剤師からみたくすり漬け問題. 井原裕、松本俊彦. くすりにたよらない精神医学. 日本評論社. 東京. 2013: 115-126

2. 論文発表

- 1) 和田 清, 松本俊彦, 舟田正彦, 嶋根卓也, 邱冬梅: 薬物乱用・依存の疫学. 精神科 26: 44-49. 2015
- 2) 和田 清: 我が国の薬物乱用・依存の最近の動向と治療の現状・課題について. 警察学論集 67: 90-112. 2014
- 3) 和田 清: 卷頭論文 「脱法ドラッグ」乱用の急拡大と求められる薬物乱用防止教育の視点. 教育時報(岡山県教育委員会)9月号: 4-7: 2014
- 4) 和田 清: 薬物乱用の若年化?高齢化?. 学校保健の動向 平成 26 年度版. 公益財団法人日本学校保健会: 113-113. 2014
- 5) Wada K, Funada M, Matsumoto T, Shimane T: Current status of substance abuse and HIV infection in Japan. Journal of food and drug analysis 21: s33-s36. 2013
- 6) 和田 清: 子どもの環境と薬物乱用の現状ー 16 年間にわたる中学生調査からみてー. 小児科臨床 66: 2179-2184. 2013
- 7) 和田 清, 舟田正彦, 松本俊彦, 嶋根卓也: わが国の薬物乱用・依存の最近の動向-特に「脱法ドラッグ」問題についてー. 臨床精神医学 42: 1069-1078. 2013
- 8) Matsumoto T, Tachimori H, Tanibuchi Y, Takano A, Wada K: Clinical features of patients with designer drugs-related disorder in Japan: A comparison with patients with methamphetamine- and hypnotic/anxiolytic-related disorders. Psychiatry Clinical Neurosciences 68: 374-382. 2014
- 9) 松本俊彦: 1. 依存の問題～常用量依存も含めて. Modern Physician 34: 653-656. 2014
- 10) 松本俊彦 睡眠導入に好ましくない薬剤. 精神科治療学 29: 1439-1442. 2014
- 11) 松本俊彦, 谷渕由布子: 脱法ドラッグによる精神障害 vs. 内因性精神病. 精神科 23: 644-651. 2013
- 12) 松本俊彦: 処方薬依存. 精神看護 17: 12-18. 2014
- 13) Yoshito Kamiyo et al.: A multicenter retrospective survey of poisoning after consumption of products containing synthetic chemicals in Japan. Internal Medicine 53: 2439-2445. 2014
- 14) 上條吉人: 「救急医療施設における脱法ハーブ等の合成薬物添加製品による中毒の実態およびその対応についての調査」の報告とお礼. 中毒研究 27: 227-229. 2014
- 15) 上條吉人: 危険ドラッグの脅威 ; 日本中毒学会と日本救急医学会の共同による多施設共同調査から. 救急医学 39: 78-85. 2015
- 16) 高井美智子, 上條吉人, 井出文子: 向精神薬による急性薬物中毒の実態および関連する心理社会的要因についての考察: 臨床心理士の立場からの提言: 日本臨床救急医学会雑誌 18: 1-8. 2015
- 17) Suzuki H, Tanifuji T, Abe N, Fukunaga T.: Causes of death in forensic autopsy cases of malnourished persons. Leg Med (Tokyo) 15: 7-11. 2013
- 18) Suzuki H, Hikiji W, Tanifuji T, Abe N, Fukunaga T.: Medicolegal death of homeless persons in Tokyo Metropolis over 12 years (1999-2010). Leg Med (Tokyo) 15: 126-33. 2013
- 19) Suzuki H, Hikiji W, Shigeta A, Fukunaga T.: An autopsy case of a homeless person with unilateral lower extremity edema. Leg Med (Tokyo) 15: 209-212. 2013